

地方の未来を担う人材育成や地域産業の振興 に向けた地方大学の振興等について

我々地方は地方創生を日本創成へとつなげていく強い決意と覚悟を持って、全力で取り組んでいる。

地方創生を更に深化し、真の地方創生を実現するためには、創造力を生かし、熱意を持って地域課題に取り組む多彩な人材が必要であり、こうした人材を育成する拠点として、地方大学をはじめとする高等教育機関が果たす役割は、今後益々重要となる。

このため、全国知事会では、平成28年11月に「地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議」を行い、若者の東京一極集中に歯止めをかけ、東京圏と地方との間の転入・転出の早期均衡を図るための抜本的な対策を強く求めたほか、「我が国の持続的な成長と地域間のバランスの取れた発展の確保に向けた地方創生型高等教育の充実」について政策提案を行い、給付型奨学金の早期実現や新たな高等教育機関の制度化等を求めてきた。

これを受け、国は平成29年2月に、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」を設置し、5月に中間報告が行われ、地方大学の振興や東京における大学の新增設の抑制等に関して検討の方向性が示されたところである。

また、これらは、6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」や「経済財政運営と改革の基本方針2017」の中にも盛り込まれている。

今後、これらの具体化に向けた検討が進められ、早期に制度化されることを期待するものであるが、現実的には、東京一極集中は是正されておらず、抜本的な対策が急務である。

教育は「未来への先行投資」であり、地方創生を実現し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であることを再認識し、大学が有する未来を担う人材の育成機能を充実・強化するとともに、地方大学等が各地域の特色に応じた質の高い教育・研究を行い、地域産業の振興に貢献できるよう、次のとおり提言する。

記

1 東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進について

東京一極集中の是正に向け、学生が過度に東京に集中している状況を踏まえ、東京23区内の大学の定員増を認めないことを原則とし、大学の学部・学科の新增設を抑制するための制度と併せて地方大学の振興施策に必要な立法措置を講ずること。

また、東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置など地方移転の促進や、学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組みの構築に対し、特別の財政措置を講ずること。

2 特色ある地方大学への改革に対する支援について

地方大学は、国公立を問わず、「知の拠点」として、地域の将来を支える人材の育成や産業の発展に貢献するなど、地方創生にとって重要な役割を担っている。

国立大学は、グローバル世界に開かれた高等教育機関として国際社会への貢献に取り組む一方で、地域の社会・経済・産業・文化などに関する高度な教育・研究を通して、我が国全体の均衡ある発展に寄与している。

公立大学は、設置した地方公共団体の政策・方針を教育・研究に反映しつつ、地域における高等教育・生涯教育の提供や地元企業等が求める人材の育成など、地域社会での知的・文化的拠点として中心的な役割を果たしている。

また、私立大学は、独自の建学精神と教育理念を有し、地域の産業構造などの実情を踏まえた自由で創造性豊かな教育・研究を行いながら、その成果を地域に還元するなどの社会的役割を担っている。

こうした大学それぞれの役割や位置付けを重視しながら、国の責任において、特色ある大学への改革を促進するための取組を進めるとともに、「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告」を踏まえ、産官学連携の下、地方大学を中心とした地域の中核的な産業の振興や新たな産業の創出、これを担う専門人材育成などの取組に対し、地方によって産業構造が異なることも踏まえつつ、新たな財政支援制度に関する制度設計を早急に行うこと。

3 地方大学が取り組む人材育成への支援について

地方創生を牽引できる人材の育成のために、地方大学の新增設及び学部学科の再編などを行う場合は、設置基準を弾力的に運用するなど、地方の実情やニ

ーズに十分配慮し、特例的な措置を講ずること。

また、即戦力の人材養成を目指す新たな高等教育機関である「専門職大学」等については、地方の企業が求める人材の供給に結び付く教育課程の編成、教育の質の確保が重要であることから、設置基準の制定に当たっては、教員の配置や施設整備等に関して地方の実情に十分配慮するとともに、産業界や経済団体等との連携の確保や安定的な運営が図られるよう、設置・運営に関してハードとソフトの両面から、きめ細かな財政支援を行うこと。

4 大学等への平等な進学機会の保障について

大学・専門学校等の高等教育機関で学ぶ意欲を持つ若者が、本人の努力の及ばない家庭の経済的事情により進学を妨げられることがないように、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の拡充及び無利子奨学金の基準の緩和など、更なる制度の充実・強化を図ること。

加えて、学生の地方への還流や定着を促す奨学金返還支援制度について、全国展開が図られるよう、地域の実情を踏まえ、弾力的な運用が可能となる制度に見直すとともに、財政支援の拡充を行うこと。

5 地方大学の運営基盤の強化について

地域の高等教育機関として継続的な運営を確保するため、運営費交付金や私学補助、公立大学における地方交付税措置などの財政支援の充実を図ること。

平成29年 月 日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 文教環境常任委員会委員長

秋田県知事 佐竹 敬久